

※旅行事業者・宿泊事業者等は、本キャンペーンの利用者全員に当書面のお渡し等により内容を予め周知ください。

【日本中から大阪いっしょにキャンペーン 利用規約（表面）】

本規約は、大阪府・大阪市・大阪観光局が実施する「日本中から大阪いっしょにキャンペーン」の利用について定めるものです。利用者は、本規約内容を十分に理解し、本規約に同意した上で本キャンペーンの申込みをするものとします。

1. 本キャンペーンの対象者

対象者は下記（1）（2）いずれの条件も満たしていること。

（ただし、（2）については、令和5年5月7日（日）までの適用とする。）

（1）日本国内に居住する旅行者

（2）ワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方

※PCR検査の他、抗原（定量・定性）検査が対象。（市販の検査キット（セルフチェック）は対象外）

・12歳未満の子どもは同居の保護者が同伴の場合は、ワクチン接種歴及び検査結果の確認不要

なお、同居の保護者が同伴しない場合は、ワクチン接種歴（2回）又はPCR検査等で陰性が確認できることが必要

※感染状況により変更する場合あり

・学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）の場合、学生及び引率者は、

ワクチン接種歴及び検査結果の確認不要

・詳細は、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/vaccine/>

2. 本人確認、居住地確認及びワクチン接種歴等の確認書類を提示すること

（ただし、2.(2)及び(3)ワクチン接種歴等の確認書類の携行については、令和5年5月7日（日）までの適用とする。）

（1）利用者は、旅行事業者又は宿泊事業者等（以下、「事業者」という。）に対して、

本人確認及び日本国内に居住していることが確認できる以下書類を提示すること。

（有効期限内で、現住所が確認できること。）

※旅行当日の確認時においては、必ず原本の提示が必要となります。

・本人及び居住地確認書類例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、パスポート、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類

・旅行事業者（OTA※除く）への申込みの場合は、旅行当日に提示が必要。

なお、幹旋・添乗員なしの場合の旅行当日の確認は、宿泊施設等チェックイン（搭乗）時に提示が必要。

※OTAとは、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと

・宿泊事業者等への申込み及びOTAへの申込みの場合は、宿泊施設等チェックイン（搭乗）時に提示が必要。

なお、OTAへの日帰りプランの申込みの場合は、旅行当日に提示が必要。

（2）利用者は、事業者に対してワクチン接種歴等が確認できる下記①②いずれかの書類を提示すること。

①接種済証、接種記録書又は接種歴を確認できる接種券

（ワクチンを3回以上接種済であることが確認できるもの。コピー・写真・アプリ可。）

※12歳未満の子どもで同居の保護者が同伴しない場合は、ワクチンを2回接種済であることが確認できるもの

②PCR検査等で陰性であることが確認できた検査結果通知

（陰性証明書は不要。コピー・写真・結果通知メール可。）

※PCR検査・抗原定量検査：旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内のもの

※抗原定性検査（簡易キット）：旅行・宿泊開始日の前日から起算して1日以内のもの

・旅行事業者への申込みの場合は、申込みから出発前までに提示が必要。

・宿泊事業者等及びOTA事業者への申込みの場合は、旅行当日に宿泊施設等チェックイン（搭乗）時に提示が必要。

なお、OTAへの日帰りプランの申込みの場合は、申込みから出発前までに提示が必要。

（3）本人確認、居住地確認及びワクチン接種歴等の確認書類については、旅行期間中携行すること。

3. 旅行当日に事業者（旅行事業者又は宿泊事業者等）による健康チェックを受けること

（ただし、当該要件については、令和5年5月7日（日）までの適用とする。）

・各事業者が実施している旅行業又は宿泊施設等における「新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づく健康チェックを受けること。

・なお、旅行当日、発熱など感染が疑われる症状がある場合は、本キャンペーンの対象外となり、

それに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者等の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

4. 本キャンペーン利用上の注意事項及び禁止事項

(1) 事業者が行う本人確認、居住地確認及びワクチン接種歴等の確認において、本キャンペーンの適用要件を満たさない場合は、本キャンペーンの対象外とする。

（ただし、ワクチン接種歴等の確認については、令和5年5月7日（日）までの適用とする。）

- (2) 他の利用者へのなりすまし、居住地確認書類等の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として付与クーポン及び割引分を返金する必要がある。また詐欺罪に問われる可能性がある。
- (3) 利用者が現住所としている宿泊施設の利用については、本キャンペーンの対象外とする。
- (4) 公費での出張は、本キャンペーンの対象外とする。
- (5) 1旅行予約単位で7泊分までが対象。別々の予約であっても、1つの旅行とみなされる場合は7泊分までが上限となり、それを越えた分はキャンペーンの対象外となる。
- (6) 一つの旅行を故意に分割し、本キャンペーン特典を複数回受けることを禁止する。
- (7) 販売元が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生の割引券や本キャンペーン以外の国または地方自治体及び互助組合等の補助金など、各種割引の利用が予め確認できる場合、その割引適用後の旅行代金等を本キャンペーンの対象基準金額とする。
- (8) 本キャンペーンは、利用者が現に実施した旅行が対象となる。旅行代金等を全額支払っていた場合であっても、当該旅行の全部又は一部について実際の参加がない場合は、その旅行の全部又は一部が本キャンペーンの対象外となる。
- (9) 事業者から配布される同意書の内容を確認し、利用者本人が署名のうえ配布された事業者に必ず提出すること。提出がない場合は本キャンペーンの対象外となる。
- (10) 利用者が本キャンペーンの適用要件を満たさないことに伴い、事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合には、利用者の負担とする。
- (11) 新型コロナウイルスの感染拡大等による本キャンペーンの一時停止や中止に伴い、事業者の規定に基づく取消料が発生した場合には、利用者の負担とする。
- (12) 本キャンペーン利用において不正利用の疑義があり、本キャンペーン事務局等が事業者より個人情報などの提供を受けて調査を行った場合、これに応じること。
- (13) 利用者と事業者及びクーポン加盟店舗間に生ずる、いかなるトラブルについても、本キャンペーン事務局は一切関与しない。
- (14) 本キャンペーンで付与されるクーポン利用の際は、region PAYアプリをダウンロードのうえ、おおさかPAYアプリを選択して利用すること。
- （「おおさかPAY」とはregion PAYのアプリを活用し、有効期間内にクーポン加盟店舗のみで使える決済アプリです。）
- (15) クーポン加盟店舗においてクーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないものがある。
- ※詳しくは、本キャンペーンサイトの「FAQ」を参照 https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/c_faq/
- (16) クーポンの盗難・紛失等によるトラブルに対し本キャンペーン事務局は一切の責任を負わない。
- (17) クーポンと現金との交換はできない。また第三者への譲渡・転売は禁止とする。
- (18) クーポンで購入した商品・サービスに対する返品および返金はできない。
- (19) 通信会社の都合により、「おおさかPAY」を用いたサービスの利用ができない場合に関して、本キャンペーン事務局は一切責任を負わない。
- (20) その他、本キャンペーン事務局が不相当と判断した行為は、本キャンペーンの対象外とする。

5. 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

（ただし、当該要件については、令和5年5月7日（日）までの適用とする。）

- (1) 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。
- (2) その他、国や大阪府、利用施設等の感染防止対策要請に従うこと。

◆クーポンを利用する際のアプリ「region PAY」と「おおさかPAY」の利用規約は右のQRからご確認をお願いします。

※スマートフォンをお持ちでない場合やアプリをご利用いただけない場合は、紙クーポンのご利用も可能です。（電子クーポンしか利用できない店舗がございますので、ご注意ください）

◆region PAY
利用規約



◆おおさか PAY
利用規約

